

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊生企第634号

令和6年8月16日

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の公布について（通達）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）が、令和6年6月26日に交付された。法の趣旨及び要点については、別添「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の公布について（通達）」（令和6年7月5日付け警察庁丁人少第842号、丁犯被発第116号、丁生企発第380号、丁刑企発第73号、丁捜一発第100号）のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 警察庁通達「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の公布について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。